

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項ただし書の規定により、次のとおり公示送達を行います。

なお、送達すべき書類は、奈良県福祉医療部地域福祉課において保管していますので、送達を受けるべき者にいつでも交付します。

令和元年九月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 送達すべき書類の名称

平成三十年九月二十三日に提起のあった審査請求に係る裁決書の謄本

二 送達を受けるべき者

峠谷 義信

三 その他

一に掲げる書類を受領しないときは、公告の日の翌日から起算して二週間を経過したときに送付があつたものとみなされます。